

(5月28日安心・安全メール等で連絡)

新入生保護者各位

事務室より、授業料・教育費の支援についてお知らせです。

【「奨学のための給付金」について】

この制度は、授業料以外の教育費（教科書、PTA 会費等）の負担を軽減するための支援で、対象は市県民税が非課税世帯もしくは、生活保護を受給されている世帯です。

通常は毎年7月頃に募集を行いますが、特に負担の大きい入学時に必要な支援を行えるように、今回希望者を募集します。1年間分のうち4月～6月分に相当する額を前倒しして給付を受けることができる申請になります。また、保護者等の収入が激減してしまい家計が困窮されている世帯に対しての募集もあります。詳細は、近日中に生徒さんをとおして資料を配布しますので、御確認ください。

【「就学支援金」について】

授業料の負担を支援する「就学支援金」の7月～翌6月までの申請についてのお知らせです。4月入学当初に、就学支援金の申請・辞退手続きをしていただきましたが、続きまして7月～1年間の申請・辞退の手続きをしていただきます。7月申請からは認定要件が一部変更されます。6月末から7月にかけて、生徒さんを通して資料を配布しますので、必ず御確認ください。

【「授業料減免」について】

経済的理由による就学困難者や、在学期間が36月を超える者、その他特別な事情がある場合を対象に、基準を満たせば授業料の減免を受けることができます。詳細等、対象となり得る事態が発生しましたら、事務室へ随時お尋ねください。